

保護者 様

聖マリア女学院中学校高等学校
学 校 長 信条 希望

学校において予防すべき感染症への罹患による
出席停止の措置について(お願い)

平素は、本校の学校教育に対してご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。
さて、本校ではこれまでお子様が『学校において予防すべき感染症』に罹患した場合は、「学校感染症（第2種・3種・その他）の診断書及び証明書」を提出して頂くことにより出席停止の措置をとり、感染拡大防止に努めてきました。

しかしながら、感染症の流行期には多くの患者が医療機関を受診するため、証明書に係る業務が他の業務に支障をきたすと指摘されています。また、証明書の発行が有料である医療機関もあります。『学校において予防すべき感染症』における出席停止の期間は、「学校保健安全法施行規則（第19条）」で示されているとおり、医療機関の証明書がなくても学校において判断できることを踏まえ、本校では『学校において予防すべき感染症』の証明については、別途「学校において予防すべき感染症への罹患報告書」をご活用頂くことで、医師が記載する証明書の提出を求めないこととします。ただし、出席停止期間の把握と感染の拡大防止のため、学校で確認させて頂く必要がありますので、別紙「学校において予防すべき感染症の罹患報告書」と感染症への罹患を証明できるもの（調剤説明書等のコピー）を添付して欠席届をご提出ください。なお、感染症に罹患した場合は従来通り医師の指示を守り、感染の恐れのある期間は登校を控えて頂きますようお願い致します。

*別紙に「出席停止となる感染症の種類」を記載しています。

出席停止となる感染症の種類（第2種・3種・その他）

第2種感染症

病名	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあたっては、3日）が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	同上

第3種感染症

腸管出血性大腸菌、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
〔下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの〕	
溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良くなるまで
手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態が安定するまで
伝染性紅斑	発しんのみで全身状態が良ければ登校可能
その他の感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

※「その他の感染症」とは、ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

〔通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症〕

アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹